

注意喚起の実施状況の概要

平成 25 年 3 月 28 日現在、47 都道府県のうち、北海道、福島県、東京都を除く 44 府県から回答あり。

注意喚起を行うための暫定的な指針となる値

- ・ $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 44 自治体
- ・ それ以外の値 0 自治体

鳥取県は日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える恐れがある場合についても、その旨を住民に周知しているが、注意喚起ではなく、情報提供として実施。

注意喚起を行う時刻

- ・ 午前 6 時 2 自治体
- ・ 午前 7 時 5 自治体
- ・ 午前 7 時半 6 自治体
- ・ 午前 8 時 25 自治体
- ・ 午前 8 時半 1 自治体
- ・ 午前 9 時 5 自治体

注意喚起を行う際の区域割り

- ・ 全県一区 32 自治体
- ・ 県内を複数に区域割り 12 自治体

注意喚起を行う判断に用いる測定値

- ・ 午前 5 時～7 時の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超 33 自治体
- ・ 午前 5 時～7 時の 1 時間値が 1 回でも $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超 5 自治体
- ・ その他 6 自治体

注意喚起を行う判断に用いる同一区域内の測定地点

- ・ 同一区域内の全測定局の中央値（または平均値） 9 自治体
- ・ 同一区域内の全測定局の最高値 29 自治体
- ・ その他 6 自治体

例：2 局以上の中央値（または平均値）で判断。

注意喚起を行う際の行動の目安（メッセージ）

- ・ 国の指針に準じるメッセージ 36 自治体
- ・ 独自のメッセージ 8 自治体

例：屋内での換気や窓の開閉を必要最小限とする。

市販マスクの着用も一定の効果がある。等

濃度改善がみられた場合の周知

- ・ 周知する 11 自治体
 - ・ 周知しない 33 自治体
- いずれの自治体も 1 時間値 $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ （専門家会合報告と同じ）で周知。

微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起実施体制及び
常時監視測定局の整備状況

平成25年3月28日現在

都道府県	注意喚起実施体制の整備状況		PM2.5測定局整備状況 (平成24年度末見込)
	3月中	その他	
北海道	予定		12
青森県	3月29日		5
岩手県	3月末		10
宮城県	3月30日		6
秋田県	3月8日		4
山形県	3月9日		12
福島県	予定		6
茨城県	3月9日		6
栃木県	3月9日		11
群馬県	3月8日		4
埼玉県	3月1日		24
山梨県	3月12日		5
千葉県	3月12日		37
東京都		未定	81
神奈川県	3月8日		35
新潟県	3月8日		8
富山県	3月13日		7
石川県	3月15日		5
福井県	3月11日		6
長野県	3月15日		12
岐阜県	3月13日		11
静岡県	3月21日		18
愛知県	3月9日		26
三重県	3月9日		21
滋賀県	3月7日		8
京都府	3月1日		27
大阪府	3月1日		44
兵庫県	3月8日		33
奈良県	3月11日		4
和歌山県	3月9日		8
鳥取県	3月8日		2
島根県	3月1日		2
岡山県	3月8日		10
広島県	3月8日		11
山口県	3月1日		20
徳島県	3月1日		5
香川県	3月8日		8
愛媛県	3月8日		13
高知県	3月7日		3
福岡県	3月9日		26
佐賀県	3月9日		4
長崎県	3月12～13日		6
熊本県	3月5日		18
大分県	3月9日		9
宮崎県	3月7日		3
鹿児島県	3月13日		8
沖縄県	3月8日		1
測定局数は、一般局と自排局の合計			計 645